

経済連携協定に基づくセーフガード制度の比較

	シンガポール (改正日星EPA、関税暫定措置法第7条の7)	メキシコ (日墨EPA、関税暫定措置法第7条の7)	マレーシア (日馬EPA、関税暫定措置法第7条の7)	チリ (日チリEPA・関税暫定措置法第7条の7)
発動要件	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与える、又は与えるそのおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最惠国）税率又は2007年3月31日におけるMFN（最惠国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ ・対象品目は改正議定書において譲許した品目のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最惠国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最惠国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最惠国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最惠国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最惠国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最惠国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ
発動期間	原則2年以内、例外的に最長4年まで可能	原則3年以内、例外的に最長4年まで可能	原則4年以内、例外的に最長5年まで可能	原則3年以内、例外的に最長4年まで可能
再発動制限	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）
暫定措置	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で <u>国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能</u>	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で <u>国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能</u>	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で <u>国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能</u>	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で <u>国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能</u>
調査手続	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	調査（公示、利害関係者からの証拠収集等を含む。）を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内。ただし、例外的に18ヶ月以内まで可	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内
補償のための協議・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、損害の認定、2カ国間セーフガード及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、2カ国間セーフガード及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、2カ国間セーフガードの措置の発動・延長・緩和、暫定セーフガードの発動及び対抗措置の発動の際に相手国に通報する
代償措置	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。
対抗措置	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、ただちに実質的に等価値の関税による対抗措置が可能。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	発動後60日以内に補償について合意が得られない場合、ただちに実質的に等価値の関税による対抗措置が可能。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、ただちに実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。
対抗措置の禁止期間（モラトリアム）	規定なし	規定なし	セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであって、当該措置が協定に適合している場合には、発動後18ヶ月が経過するまでは対抗措置を取ることができない。	規定なし
その他	見直し：2017年12月31日以後、必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目なし）	見直し：協定発効後10年を経過した後、必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止	見直し：協定発効後10年を経過した後、必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止	見直し：協定発効後10年を経過した後、必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目はあり）

（注）下線部は国内法で定めている事項

経済連携協定に基づくセーフガード制度の比較

	タイ (日タイEPA・関税暫定措置法第7条の7)	インドネシア (日尼EPA・関税暫定措置法第7条の7)	ブルネイ (日ブルネイEPA・関税暫定措置法第7条の7)	ASEAN (日ASEAN EPA・関税暫定措置法第7条の7)
発動要件	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定に基づいて負う義務（関税の譲許を含む。）の効果、又は事情の予見されなかつた発展の結果による輸入の絶対的又は相対的増加が原因となって、同種の又は直接に競合する產品を生産する国内産業に重大な損害を与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>
措置内容	・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最恵国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最恵国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ	・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最恵国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最恵国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ	・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最恵国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最恵国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ	・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最恵国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最恵国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ ・ただし輸入少量のASEAN締約国からの原産品には不適用。
発動期間	原則3年以内、例外的に最長5年まで可能	原則4年以内、例外的に最長5年まで可能	原則3年以内、例外的に最長4年まで可能	原則3年以内、例外的に最長4年まで可能
再発動制限	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）
暫定措置	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で <u>国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能</u>	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で <u>国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能</u>	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で <u>国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能</u>	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で <u>国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能</u>
調査手続	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内。ただし、例外的に18ヶ月以内まで可	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内
補償のための協議・通報	・セーフガード措置の発動直後に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、損害の認定、2カ国間セーフガードの発動・延長、暫定セーフガードの発動及び対抗措置の発動の際に相手国に通報する	・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する	・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する	・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、損害の認定、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する
代償措置	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の対応を譲許その他の義務について講ずる。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。
対抗措置	協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、ただちに実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、ただちに実質的に等価値の関税による対抗措置が可能。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。
対抗措置の禁止期間（モラトリアム）	セーフガード措置が、輸入の絶対的増加の結果としてとられたものであって、当該措置が協定に適合している場合には、発動後2年が経過するまでは対抗措置を取ることができない。	規定なし	規定なし	セーフガード措置が、輸入の絶対的増加の結果としてとられたものであって、当該措置が協定に適合している場合には、発動後2年が経過するまでは対抗措置を取ることができない。
その他	見直し：協定発効後15年を経過した後、必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目はあり）	見直し：協定発効後5年を経過した後、又は双方が合意する場合に必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止	見直し：協定発効5年を経過した後、必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目なし）	見直し：協定発効後10年以内に行う。ただし、発効後10年以内に撤廃しない場合は一般的な見直しのプロセス（5年毎に開催）において行う 関税割当枠内への発動：禁止（但し、現行協定上、関税割当対象品目はなし。）

(注) 下線部は国内法で定めている事項

経済連携協定に基づくセーフガード制度の比較

	フィリピン (日比EPA、関税暫定措置法第7条の7)	スイス (日スイスEPA・関税暫定措置法第7条の7)	ベトナム (日越EPA・関税暫定措置法第7条の7)	インド (日インドEPA・関税暫定措置法第7条の7)
発動要件	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定に基づいて負う義務（関税の譲許を含む。）の効果、又は事情の予見されなかった発展の結果による輸入の絶対的又は相対的増加が原因となって、同種の又は直接に競合する產品を生産する国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最惠国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最恵国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ ・ただし、協定発効から7年に限り、発動時におけるMFN（最恵国）税率までの関税引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最恵国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最恵国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最恵国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最恵国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最恵国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最恵国）税率のどちらか低い方までの関税引上げ
発動期間	原則3年以内、例外的に最長4年まで可能	原則2年以内、例外的に最長3年まで可能	原則3年以内、例外的に最長4年まで可能	原則3年以内、例外的に最長5年まで可能
再発動制限	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）
暫定措置	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能
調査手続	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内
補償のための協議・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、損害の認定、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・調査の開始、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する
代償措置	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の対応を譲許その他の義務について講ずる。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の対応を譲許その他の義務について講ずる。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。
対抗措置	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。
対抗措置の禁止期間（モラトリウム）	セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであって、当該措置が協定に適合している場合には、発動後1年が経過するまでは対抗措置を取ることができない。	規定なし	セーフガード措置が、輸入の絶対的増加の結果としてとられたものであって、当該措置が協定に適合している場合には、発動後2年が経過するまでは対抗措置を取ることができない。	セーフガード措置が、輸入の絶対的増加の結果としてとられたものであって、当該措置が協定に適合している場合には、発動後2年が経過するまでは対抗措置を取ることができない。必要であること等の証拠の提供を条件として1年間延長可能。
その他	見直し：協定発効後10年を経過した後、必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止	見直し：協定発効後10年を経過した後、必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止	見直し：協定発効後10年以内 関税割当枠内への発動：禁止	見直し：協定発効後10年を経過した後、又は双方が合意する場合はそれ以前に行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目なし）

（注）下線部は国内法で定めている事項

経済連携協定に基づくセーフガード制度の比較

	ペルー (日ペルーEPA、関税暫定措置法第7条の7)	オーストラリア (日豪EPA、関税暫定措置法第7条の7)	モンゴル (日モンゴルEPA、関税暫定措置法第7条の7)	EU (日EU・EPA、関税暫定措置法第7条の7)
発動要件	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に対する重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>
措置内容	・ 関税の更なる段階的引下げの停止 ・ 発動時におけるMFN（最惠国）税率、両国の譲許表における基準税率又は協定発効前日におけるMFN（最惠国）税率のいずれか低い方までの関税引上げ	・ 関税の更なる段階的引下げの停止 ・ 発動時におけるMFN（最惠国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最惠国）税率のいずれか低い方までの関税引上げ	・ 関税の更なる段階的引下げの停止 ・ 発動時におけるMFN（最惠国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最惠国）税率のいずれか低い方までの関税引上げ ・ ただし輸入少量の原産品には不適用	・ 関税の更なる段階的引下げの停止 ・ 発動時におけるMFN（最惠国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最惠国）税率のいずれか低い方までの関税引上げ
発動期間	原則2年以内、例外的に最長3年まで可能	原則3年以内、例外的に最長4年まで可能	原則3年以内、例外的に最長6年まで可能	原則2年以内、例外的に最長4年まで可能
再発動制限	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間又は禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）	既発動產品への再発動は従前の発動期間と同一の期間禁止（但し最低1年は発動不可）
暫定措置	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合で国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能
調査手続	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は原則1年以内。ただし、例外的に18ヶ月以内まで可	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。調査期間は1年以内
補償のための協議・通報	・ セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・ 調査の開始、2カ国間セーフガードの発動・延長、暫定セーフガードの発動及び対抗措置の発動の際に相手国に通報する	・ セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・ 調査の開始、損害の認定、2カ国間セーフガードの発動・延長・修正、暫定セーフガードの発動及び対抗措置の発動の際に相手国に通報する	・ セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・ 調査の開始、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する	・ セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始する ・ 調査の開始、損害の認定、2カ国間セーフガードの発動・延長及び暫定セーフガードの発動の際に相手国に通報する。
代償措置	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	実質的に等価値の関税措置。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。
対抗措置	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。措置の30日前までに相手国に通報する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。措置の30日前までに相手国に通報する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。
対抗措置の禁止期間（モラトリアム）	規定なし。	規定なし。	規定なし。	セーフガード措置が、輸入の絶対的増加の結果としてとられたものであって、当該措置が協定に適合している場合には、発動後2年が経過するまでは対抗措置を取ることができない。
その他	見直し：協定発効後10年を経過した後、又は双方が合意する場合に必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目はあり） 発動可能期間：協定発効から8年又は関税撤廃若しくは関税引下げ完了後5年のいずれか長い期間	見直し：協定発効後10年目の年に必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目はあり） 発動可能期間：協定発効から8年又は関税撤廃若しくは関税引下げ完了後5年のいずれか長い期間	見直し：協定発効後10年目の年に必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目はあり）	見直し：協定発効後10年目の年、又は双方が合意する場合に必要に応じ行う 関税割当枠内への発動：禁止規定なし（関税割当の対象品目はあり）

	TPP11 (CPTPP、関税暫定措置法第7条の7)
発動要件	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合で、 <u>国民経済上緊急に必要があると認められるとき</u>
措置内容	・関税の更なる段階的引下げの停止 ・発動時におけるMFN（最惠国）税率又は協定発効前日におけるMFN（最惠国）税率のいずれか低い方までの関税引上げ
発動期間	原則2年以内、例外的に最長3年まで可能
再発動制限	既発動產品への再発動は禁止
暫定措置	規定なし
調査手続	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手続と同様の手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。
補償のための協議・通報	・セーフガード措置の発動後30日以内に補償について協議の機会を与える。 ・調査の開始、損害の認定、2カ国間セーフガードの発動・延長・修正、及び対抗措置の発動の際に相手国に通報する
代償措置	実質的に等価値の関税措置。 <u>ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。</u>
対抗措置	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能（当該措置が維持されている期間に限る）。 <u>ただし、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮する。</u>
対抗措置の禁止期間 (モラトリーアム)	規定なし
その他	発動可能期間：効力発生の日から三年間又は関税の段階的な撤廃の期間のいずれか長い期間

(注) 下線部は国内法で定めている事項